

新たな

世界遺産地域管理計画

Q
A

なぜ計画を改定したの？

前回の改定から約10年が経過し、その間に自然環境や屋久島をとりまく社会情勢も変化したため、現状に合わせた改定を行いました。

島民と管理計画との関係は？

島民の皆さんにも、このようなパンフレットを通じて管理への理解を深めていただくことが、島全体の自然を守ることに繋がります。

誰のための計画？

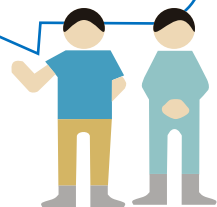
この島の自然環境の恩恵を受けるすべての人と、それらを引き継ぐ未来の世代が関係します。

計画の期間はいつまで？

およそ10年としています。また、自然環境のモニタリング結果や社会環境の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

保護や管理の取組事例

屋久島の
自然環境の保護と
利用の両立を目指し
て、様々な取組が進めら
れています。



縄文杉展望デッキ

縄文杉登山の混雑緩和

快適登山日カレンダーを作成・情報提供し、混雑が予想される日をできるだけ避けた利用分散を勧めています。



近自然工法による整備

環境に配慮した登山道整備

登山道周辺の生態系復元を目的とした「近自然工法」の考え方をういて、ガイド事業者と連携した登山道整備を行っています。



安房川でのカヤック

エコツーリズムの推進

R5年に認定を受けた「屋久島町エコツーリズム推進全体構想」では、自然や文化を保全しつつ観光資源として利用して地域社会の発展を目指しています。



縄文杉の樹勢診断

著名ヤクスギの保全

樹勢が衰えた著名ヤクスギの樹勢診断を行い、必要に応じて樹勢回復措置を実施することで、著名ヤクスギの保全を目指しています。



花之江河周辺のヤクシカ

ヤクシカの保護管理

島全域を対象としたヤクシカの生息状況モニタリング調査を行い、ヤクシカによる生態系への影響回避や農業被害の軽減を目指しています。

屋久島 世界遺産地域管理計画 (第2回改定) 概要版



令和6年2月

環境省
林野庁
文化庁
鹿児島県
屋久島町

■ 問い合わせ先
環境省屋久島自然保護官事務所
〒891-4311 鹿児島県熊毛郡屋久島町安房2739-343
TEL : 0997-46-2992 E-mail : ro-yakushima@env.go.jp

発行 環境省屋久島自然保護官事務所
発行日 令和6年11月

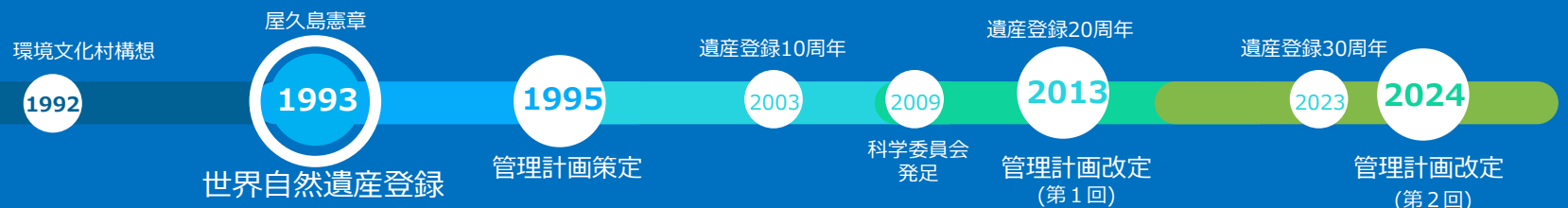


管理計画(概要版)



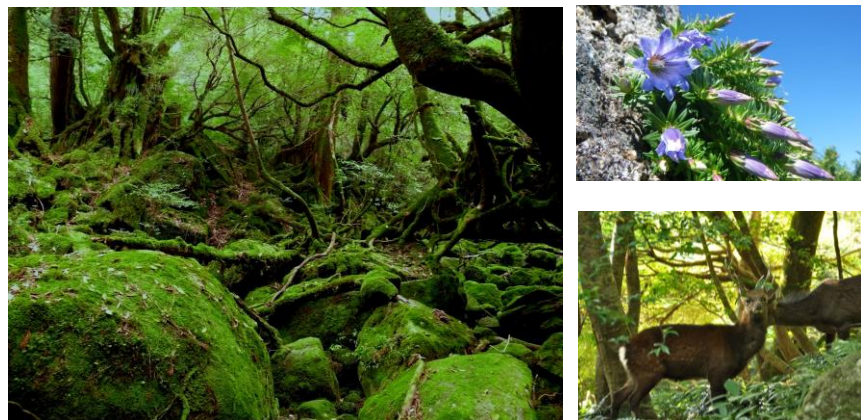
管理計画(本文)

屋久島の価値を 将来に引き継ぐために



1 屋久島世界遺産地域管理計画とは？

屋久島世界遺産地域管理計画は、世界遺産地域の自然景観や生態系を適正かつ円滑に管理するために、管理の基本方針や方策等を定めています。管理計画は1995年（平成7年）に策定されました。その後、定期的に改定を行っており、今回が2回目の改定となります。



原生的な自然景観

多様な独自の生態系

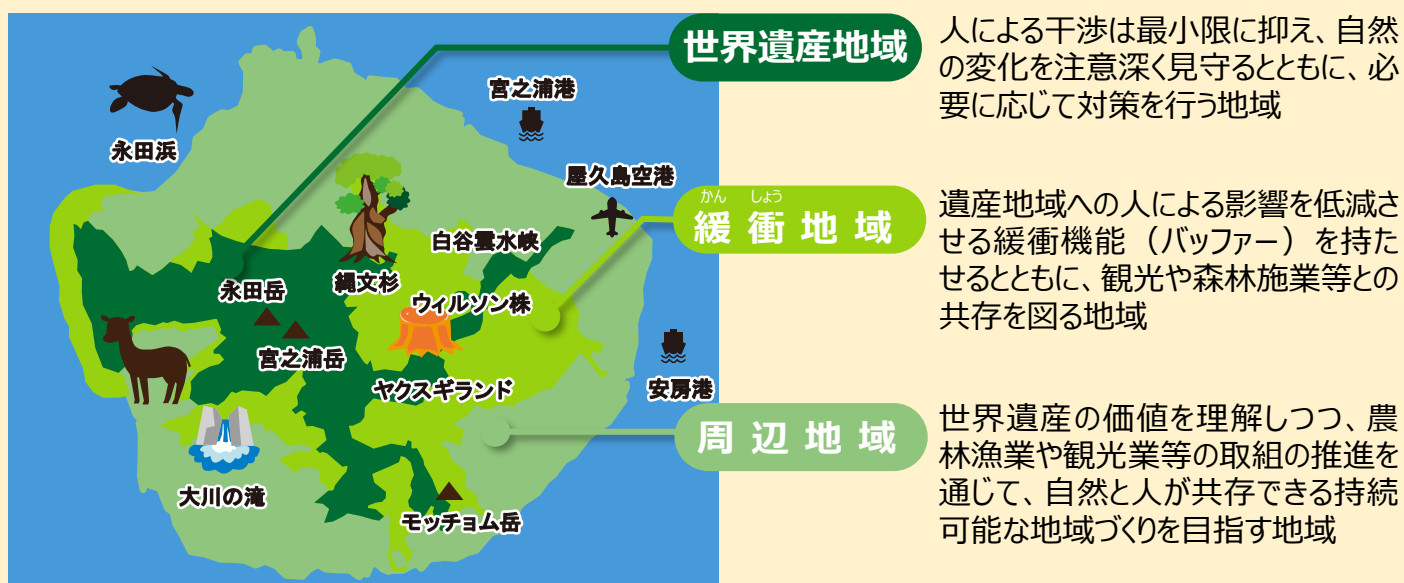
2 管理の基本方針 世界遺産としての価値を将来にわたって維持できることを目標としています。

（1）屋久島全体が管理の対象

遺産地域は山岳部および西側に位置していますが、遺産の周辺部や里とのつながりが深いことから、今回の改定により計画の対象範囲を「屋久島全体」に位置付けました。

そして、島全体を3地域に分けて地域区分ごとに目標を設定し、それぞれの目標に向かって取り組むことで、世界遺産としての価値を将来にわたって維持していくことを目指します。

3つの地域区分と、地域区分ごとの目標

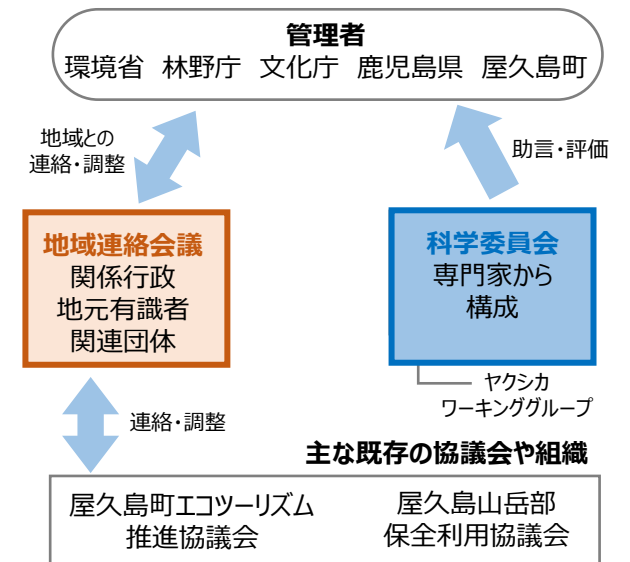


（2）管理に必要な5つの視点

- ✓ 生態系や自然景観の統合的・順応的な管理を行う。
- ✓ 遺産地域とその周辺地域も含めた広域的・長期的な管理を行う。
- ✓ 自然環境の保全を前提としながら、持続可能な利用を促進する。
- ✓ 森林と人との関わりの歴史を踏まえた管理を行う。
- ✓ 地域や様々な主体との連携・協働を推進する。

（3）地域も参加した管理体制づくり

地域や地元関係団体からも参加・協力が得られるような体制づくりに努めます。



3 管理の方策 島全体としての価値を維持するために、どのように管理していくのか？

（1）自然景観と生態系の保全

登山道管理、植生の保護・保全、ヤクシカの個体数調整、外来種や病害虫の対応等の生態系の管理に係る事業を通じて、優れた自然景観や特異な生態系の保全を推進します。



（3）調査研究・モニタリング及び巡視活動

多様な研究機関、地域関係団体とも連携・協力して調査研究やモニタリング、巡視活動を行います。また、これらの結果を踏まえて、科学的知見に基づいた順応的な管理を行います。



（2）自然の適正な利用

屋久島らしい質の高い利用体験の提供、野生生物と人との適正な関係、協力金・ガイド制度の安定的な運用、必要最低限の施設整備等を通じて、自然環境を保全しつつ適正な利用を図ります。

